E_{14} ＝ 0.015 E_{15} ＝ 0.019 E_{16} ＝ 0.019 E_{17} ＝ 0.016 E_{18} ＝ 0.016 E_{19} ＝ 0.016 E_{20} ＝ 0.01590	E_{14} ＝ 0.015 E_{15} ＝ 0.019 E_{16} ＝ 0.019 E_{17} ＝ 0.017 E_{18} ＝ 0.016 E_{19} ＝ 0.016 E_{20} ＝ 0.01593
F_n　ふるさと一般林道整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	F_n　ふるさと一般林道整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
G_{13} ＝ 0.018	G_{12} ＝ 0.018 G_{13} ＝ 0.018
H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 13 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）	H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）
I_{13} ＝ 0.051	I_{12} ＝ 0.035 I_{13} ＝ 0.051
I_{14} ＝ 0.026 I_{15} ＝ 0.031 I_{16} ＝ 0.031 I_{17} ＝ 0.027 I_{18} ＝ 0.027 I_{19} ＝ 0.026 I_{20} ＝ 0.02651	I_{14} ＝ 0.026 I_{15} ＝ 0.032 I_{16} ＝ 0.032 I_{17} ＝ 0.028 I_{18} ＝ 0.027 I_{19} ＝ 0.026 I_{20} ＝ 0.02656
J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額 K_{20} ＝ 0.01590 K_{21} ＝ 0.01684 K_{22} ＝ 0.01689	J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額 K_{20} ＝ 0.01593 K_{21} ＝ 0.01686 K_{22} ＝ 0.019
L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定	L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定